

コスモス 三島  
指定訪問入浴介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社コスモスケアサービスが行う指定訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問入浴介護従事者（以下、「従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護（以下、「入浴介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、そのお客様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、お客様の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図るものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、介護用品の販売を含めた総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コスモス三島
- (2) 所在地 静岡県三島市萩 259 番地 5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（管理者常勤兼務）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 看護職員 1名以上
- (3) 介護職員 2名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日から1月3日を除く。また、お客様からの希望が無い日については休日とする場合がある
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
ただし、営業時間外においては応相談とする。

(入浴介護の内容及び利用料)

第6条 入浴介護の内容は次のとおりとし、入浴介護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された額とする。

- 2 入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員2名をもって行うものとし、これらの者のうち1名を当該サービスの責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと、認められる場合においては、主治医の意見確認をした上で看護職員に代えて、介護職員を充てることができる。

(サービスに当たっての留意事項)

第7条 お客様が訪問入浴を利用するに当たっての留意事項を以下のとおり定め、事前に説明し

なければならない。

- (1) 満腹時、空腹時の入浴は、できるだけ避けること
- (2) 入浴当日の体調により、身体に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、即時中止する場合があること
- (3) 医師からの入浴を実施するにあたっての指示事項に従って入浴実施すること

(緊急時における対応)

第8条 従事者は入浴介護を実施中に、お客様の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに救急車・主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三島市・裾野市・長泉町・清水町・函南町・伊豆の国市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置いて、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、訪問入浴介護従業者等の質的向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
  - 3 従事者無くなった場合においても、従事者であった者は、就業規則等により、業務上知り得たお客様又は家族の秘密を保持する。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社コスモスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日に改定する。

この規程は、令和5年6月1日に改定する。